

考える 場

法の支配

「法の支配」(Rule of Law)は、権力の恣意(しい)的な行使を防ぐ原理で、権力者を含むすべての人の法の下での平等と、個人の人権・自由を守る仕組み。権力者が法を自分の都合のいいように利用して統治する「法による支配」(Rule by Law)とは根本的に異なる。

国家間での「法の支配」は、国際法を尊重し、「力による支配」を脱却して、国家間の紛争を平和的に解決することを目指す考え。

「法の支配」の力とは？



コラージュ・小河奈緒子

無理の前に道理が通らねば。理不尽な権力の行使で、命や大切なものが奪われる。「法の支配」は、そういうことを防ぐための人類の知恵だ。だが、ロシアや中国だけでなく、米国までもが「法の支配」を平気で踏みしめる今の世界。憲法記念日を前に、「法の支配」の力を考えたい。

平和の礎 保つために

トランプ氏の第1期政権の時、米国の海外支援を担う国際開発局(USAID)に勤める人が言っていました。「人類っていろいろあるけど、ちょっとずつ進歩してるって思ってた。でも、そうじゃないって分かった。第2期トランプ政権は真先にUSAID解体に取りかかりまし

たから、私の友人7月には職を失います。いまトランプ政権がしていることは、米国の中心にいた西側諸国が主導し、構築してきた「自由で開かれた国際秩序」の破壊です。2度の大戦であまりに多くの命が奪われ、世界中が疲弊しきった。その悲劇を繰り返

さないため、国境をつくり、一人一人の命や尊厳を守るため世界人権宣言をつくり、虐殺など人道に反する罪を裁く国際刑事裁判所(ICC)をつくり...と人権や民主主義といった普遍的価値に基づきさまざまな制度やルールを一つ一つ、つくってきた。「力による平和」ではなく「対話や外交による平和」、「力の支配」ではなく「法の支配」による国際秩序を築こうとしてきたのです。もちろん、「普遍的価値」や「法の支配」といっても、

弁護士 猿田佐世さん



さるた・さよ 1977年、愛知県出身。幅広い層の声を外交に反映させるためのシンクタンク「新外交イニシアティブ」代表。著作に、『新著書「自発的対米従属」』など。

国際法に反した攻撃を受けるイスラエルを支援するなか、米国など西側諸国の態度はダブルスタンダード(二重基準)であり、欺瞞に満ちています。国連はロシアやイスラエルの行動を止められません。それでもなお、普遍的価値に基づき、国際的な善悪の物差しがある意義は決して小さくありません。その礎を米国が破壊しようとしている今、日本として何をすべきでしょうか。トランプ関税をめぐると、これまでの対米外交のように「抱きつき戦略」で追従してばかりでは、自らの足元を切り崩してしまします。危機感を共にする国々と連携し、「力の支配」に傾くのではなく、「法の支配」を守るべきでしょう。開き手・星浩、撮影・初沢亜利